

企業・NPOと学校が連携した 「森林ESD」の促進に向けて

～「森林・林業基本計画」「学習指導要領」改訂
および「地域学校協働活動」に対応して～

木俣 知大

((公社)国土緑化推進機構 政策企画部)

E-mail: kimata@green.or.jp

- ※ 各ページに記載のページ番号は、右記ガイドブックにおける当該説明内容の記載ページとなります。
- ※ ガイドブックの入用をご希望の場合は、国土緑化推進機構 政策企画部までお問合せ下さい。
(美しい森林づくり推進国民運動「フォレスト・サポーターズ」への登録団体に、無償で頒布しております。)



企業・NPO等と学校が連携した「森林ESD」の促進に向けて
～「森林・林業基本計画」「学習指導要領」改訂および「地域学校協働活動」に対応して～

I. 「森林・林業基本計画」改訂の概要と 「学習指導要領等」改訂の概要



【森林分野の動向】

～新たな「森林・林業基本計画」における森林環境教育等の充実(抜粋)～

平成23年7月26日閣議決定

「森林・林業基本計画」

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(8) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

② 森林環境教育等の充実

森林の有する機能や

木材利用の意義等に対する国民の理解と関心を高めるため、身近な自然環境である里山林等を活用しつつ、

関係府省が連携した

青少年等の森林体験活動の機会の提供、

指導者の育成、

国民生活に必要な物資としての木の良さやその利用の意義を学ぶ活動である「木育」等を推進する。

国有林において、フィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。

平成28年5月24日閣議決定

「森林・林業基本計画」

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(11) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

② 森林環境教育等の充実

ESD(持続可能な開発のための教育)に関するグローバル・アクション・プログラムがユネスコ(国際連合教育科学文化機関)総会で採択され、我が国においても、ESDの取組が進められていることを踏まえ、

持続可能な社会の構築に果たす森林・林業の役割や木材利用の意義に対する国民の理解と関心を高める取組を推進する。

具体的には、関係府省や教育関係者等とも連携し、小中学校の「総合的な学習の時間」における探究的な学習への学校林等の身近な森林の活用など、

青少年等が森林・林業について体験・学習する機会の提供や、

木の良さやその利用の意義を学ぶ活動である「木育」を推進する。

国有林において、フィールドや情報の提供、技術指導等を推進する。

①

(5)

②

③

④

⑤

(ポイント)

① ESDの取組を踏まえた内容とすることが提示

② 教育関係者とも連携することを提示

③ 学校教育の教育課程(総合的な学習の時間)で、教育的側面(探求的な学習)等を意図した取組とすることが提示

④ 学校林等の活用が提示

⑤ 森林体験活動だけでなく、森林・林業の体験・学習を推進

【教育分野の動向①】

「学習指導要領」改訂の方向性と地域社会との関わり(イメージ)

※「地域学校協働活動」の促進については、「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月)において体制整備を提示

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の次期学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月21日)をもとに、国土緑化推進機構で作成

改訂の基本方針の方向性 「社会に開かれた教育課程」の実現

(社会の状況)

- グローバル化の進展
- 社会の加速度的な変化
- 将来の予測が難しい社会

(実生活・実社会)
人生・社会

双方向の学びを通して育成すべき
「資質・能力」の3つの柱
「何ができるようになるか」

「何を知っているか、何をできるようになるか」

① 生きて働く「知識・技能」の習得

「知っていること・できることをどう使うか」

② 未知の状況にも対応できる

「思考力・判断力・表現力等」の育成

「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」

③ 学びを人生や社会に生かそうとする

「学びに向かう力・人間性」の涵養

(教育課程での学び)
学校教育

➢ 社会で自立的に生きるために必要な「生きる力」を育む

➢ その為、学校教育を学校内に閉じず、「社会に開く」視点から改善

上記の「資質・能力」を育むための
学校教育の改善の主な方向性

① 主体的・対話的で深い学び (アクティブ・ラーニング) の視点から、「学び方」を改善

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」
- ③ 各教科等で習得した概念や考え方を活用した「見方・考え方」を働かせ、問いを見いだして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう「深い学び」

② 「カリキュラム・マネジメント」 の視点から教科横断的・地域資源 活用志向の「学びの枠組み」に改善

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせ

③ 「社会に開かれた教育課程」の 実現に向けて 学校と地域が連携 ・協働した「学びの体制」に改善

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち教育課程を介してその目標を社会と共有
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育む
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現

- 今般の「学習指導要領」改訂では、教育課程での学びを実社会・実生活に活かすことを見越して育むべく「資質・能力」を明確化した上で、一人一人の児童が持続可能な社会の創り手となることを見据えて、①学び方を「主体的・対話的で深い学び」の視点から改善し、②教育目標達成の観点から教科等横断的・地域資源活用を重視し、③地域社会との連携・協働を深めることとしている。
- 多様な“主体的・対話的で深い学び”を展開でき、多面的な価値を有し、国土の約7割を占める地域資源である森林の特色を活かした教育活動を促進しやすい方向性での改訂が多くみられる。
- また、「持続可能な開発のための教育(ESD)」で目指してきた教育のあり方と親和性が高い。

【総則】

- 教育は、(中略)次の目標を達成するよう行われなければならない。
4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する(後略)
- (前文)一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。
- (前文)道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。(第1章 第1 2(2))
- 児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視する。(第1章 第3 1(5))
- 学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。(第1章 第5 2)
- 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。(第1章 第6 3)

改訂「学習指導要領」(平成29年3月)のポイント
～森林・林業等に関連する事項～

【各教科等】

教科	学年	記載されている内容(森林・林業等関連事項)	教科	学年	記載されている内容(森林・林業等関連事項)
社会	3年	・身近な地域や市の様子	図画 工作	1～ 2年	・造形的な活動を思いつくこと、身近な材料や用具になれること
	4年	・飲料水の安定供給 ・自然災害から人々を守る活動 (災害を自然災害と明示)		3～ 4年	・身近な材料や場所などを基に造形的な活動を思いつくこと、材料や用具を適切に扱うこと
	5年	・国土の自然環境と国民生活 (取扱いの内容が本文へ) ・自然災害から国土を保全し国民生活を守るための対策 ・森林の育成や保護に従事している人々の役割 ・森林資源の分布や働きと役割		5～ 6年	・材料や場所、空間などの特徴を基に造形的な活動を思いつくこと、表現方法に応じて材料や用具を活用すること (表現方法に応じて材料等を選ぶこと等が追加)
理科	全般	(目標に「(自然を愛する心情や)主体的に問題解決しようとする態度を養う。」が追加)	家庭	5～ 6年	・自分生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。 (環境に配慮した生活について物の使い方などを考え、工夫することが追加)
	3年	・身の回りの生物と環境	道徳	1～ 2年	・身近な自然に親しみ動植物に優しい心で接する
	4年	・動物の活動や植物の成長と環境との関わり		3～ 4年	・自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にする
	5年	・流れる水の働きと土地の変化 (台風と降雨に伴う自然災害についても触れることが追加)		5～ 6年	・自然の偉大さを知り、自然環境を大切にする
	6年	・植物の養分と水の通リ道、生物と環境	総合的な 学習の時間		・自然体験などの体験活動を積極的に取り入れる。
生活	1～ 2年	・地域に愛着を持ち、自然を大切にする (児童が具体的な活動や体験を基づく活動とすることを追加)	特別活動 (学校行事)		・自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむ (体験的な活動を通して資質・能力を育むことが追加)

改訂「幼稚園教育要領」(平成29年3月)の概要 (幼児期における自然等を活かした「環境を通した教育・保育」の重要性が明示)

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の次期学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月21日)

【資質・能力の育成に向けた教育内容の改善・充実】

- 幼児教育は、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした教育を実践することが何よりも大切であり、教員は、幼児の自発的な遊びを生み出すために必要な環境を構成することが求められる。
- 特に、近年、少子化や都市化等の進行によって、友達との外遊びや自然に触れ合う機会が減少してきていることから、教員は、戸外で幼児同士が関わり合ったり、自然との触れ合いを十分に経験したりすることができる環境を構成していくことが重要となってきた。

改訂「幼稚園教育要領」(平成29年3月)

第1章 総則

第1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、(中略)幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。

- 2 (前略)幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。

第2「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちて関わるようになる。

企業・NPO等と学校が連携した「森林ESD」の促進に向けて
～「森林・林業基本計画」「学習指導要領」改訂および「地域学校協働活動」に対応して～

Ⅱ.「森林ESD」の考え方



平成28年度「森林・NPO・学校・地域をつなぐ森林ESDに関する検討」普及啓発
企業・NPOと学校・地域をつなぐ森林ESDの促進に向けて
～基礎編・事例編～
企業の森 森林NPO・ボランティア団体 学校林 緑の少年団
平成27年3月
企業・NPOと学校・地域をつなぐ森林ESDに関する研究会
公益社団法人 国土緑化推進機構

森林
里山

学校
地域

(ポイント)

- 各教科等の時数等は、「学校教育法施行規則」で規定。(全国共通)
- 各教科等の目標・内容・内容の取扱い「学習指導要領」で規定。(全国共通)
- 各教科等で扱う教科書は、文部科学大臣の検定を経て、「市町村教育委員会」等が選定
(各学校で行われる教育活動の内容は、市町村等单位で選定されている各教科等の教科書を見ると理解できる)

日本国憲法		区分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	
教育基本法		教科	国語	306	315	245	245	175	175
学校教育法			社会	—	—	70	90	100	105
学校教育法施行規則			算数	136	175	175	175	175	175
学校教育法施行規則			理科	—	—	90	105	105	105
小学校学習指導要領			生活	102	105	—	—	—	—
都道府県教育目標・方針			音楽	68	70	60	60	50	50
市町村教育目標・方針			図画工作	68	70	60	60	50	50
各小学校教育目標			家庭	—	—	—	—	60	55
各小学校年間指導計画			体育	102	105	105	105	90	90
各学年年間指導計画		道徳	34	35	35	35	35	35	
時間割		外国語活動	—	—	—	—	35	35	
学習活動（授業）		総合的な学習の時間	—	—	70	70	70	70	
		特別活動	34	35	35	35	35	35	
		総授業数	850	910	945	980	980	980	

現行学習指導要領・教科書の記載内容と森林等の関係(1)
 (p.106～／抜粋)

教科	学年	学習指導要領に記載された森林等に関する内容と留意点		関連
生活	1年	身近な自然の観察	四季の変化や季節によって生活の様子が変わること気付く	○
	1年	自然の不思議さ	身近な自然を利用したりして、自然の不思議さに気付く	○
	2年	生命とその成長	植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもち、また、それらを生命を持っていることに気づき、生き物への親しみをもち、大切にすることができるようにする	△
社会	4年	地域の人々の生活に必要な飲料水	飲用水と自分たちの生活や産業とのかかわり	○
		地域の人々の生活	地域の人々のくらしの変化、地域の発展に尽くした先人	△
		都道府県の様子	都道府県内の特色ある地域の人々の暮らし（溪谷や森林など地域や文化を受け継ぎ保護活用しながら、地域の人々が互い協力して、特色あるまちづくりや観光等産業の発展に努めている地域）	○
	5年	国土の保全などのための森林資源の働き	我が国の国土保全等の観点から、森林資源の育成や保護に従事している人々の工夫や努力及び環境保全のための国民一人一人の協力の必要性に気付くよう配慮	◎
	6年	歴史を学ぶ意味を考える	歴史上の主な事象について、人物の働きや遺跡や文化財、資料などを調べ、生活の歴史的背景や先人の働きについて理解と関心を深める	○

現行学習指導要領・教科書の記載内容と森林等の関係(2) (p.110～／抜粋)

11

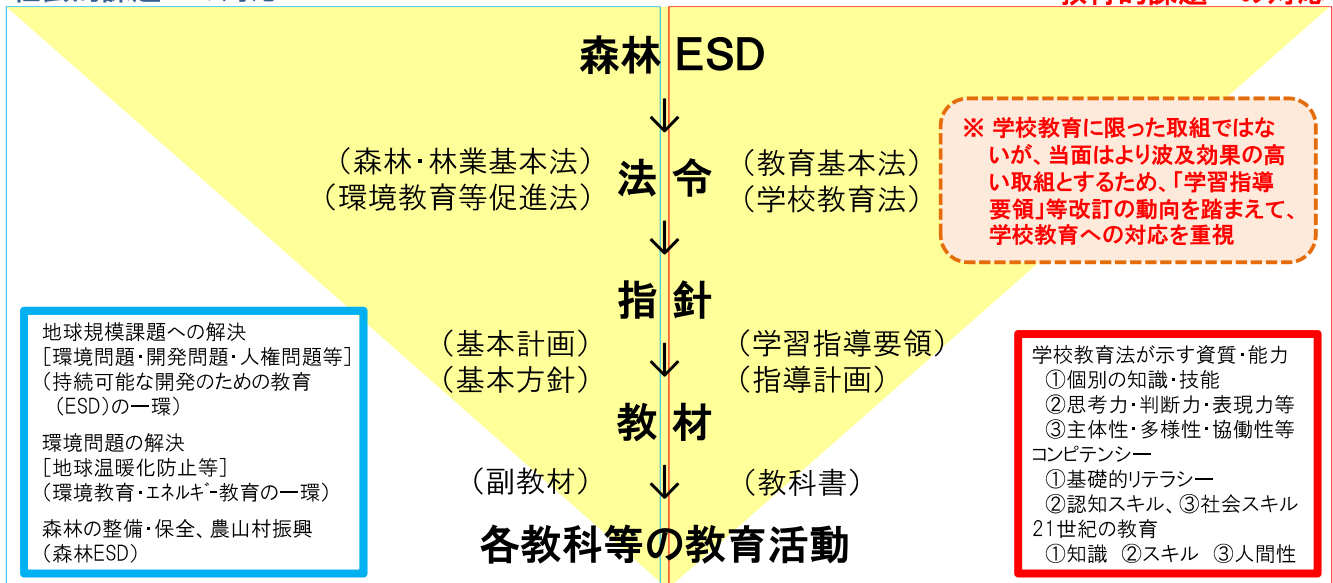
教科	学年	学習指導要領に記載された森林等に関する内容		関連
理科	3年	昆虫と植物	身近な植物を探したり育てたりして、成長の過程で体のつくりをしらべ、それらの成長のきまりや体のつくりについて考えをもつ	○
		身近な自然の観察	生物とその周辺の環境との関係 生物はその周辺の環境と関わって生きている	△
	4年	季節と生物	季節ごとの動物の活動や植物の成長を調べ、環境との関わりを考える 植物の成長の季節による違い	○
	5年	植物を育て、植物の発芽、成長、結実の条件を理解する	流れる水が土地を浸食したり、石や土を運搬、堆積させること 雨の降り方により流れる水の量が変わり、土地の様子が大きく変化	△
	6年	植物の養分と水の通り道。水の循環。	生物と環境。物質循環。 生物の食う食われるの関係。	○
	6年	植物の養分と水の通り道。水の循環。	生物と環境。物質循環。 生物の食う食われるの関係。	○
図工	1・2年	材料を用いた造形遊び	自然物や人工の財・物 湯の形や色 感覚や気持ちをいかす	△
	3・4年	材料や場所などの特徴を基にした造形遊び	感じたこと、想像したこと、みたことを立体、工作に表す	△

「森林ESD」推進の基本的なスタンス ～森林分野と教育分野の双方の視点を併せ持った教育活動～

12

社会的課題への対応

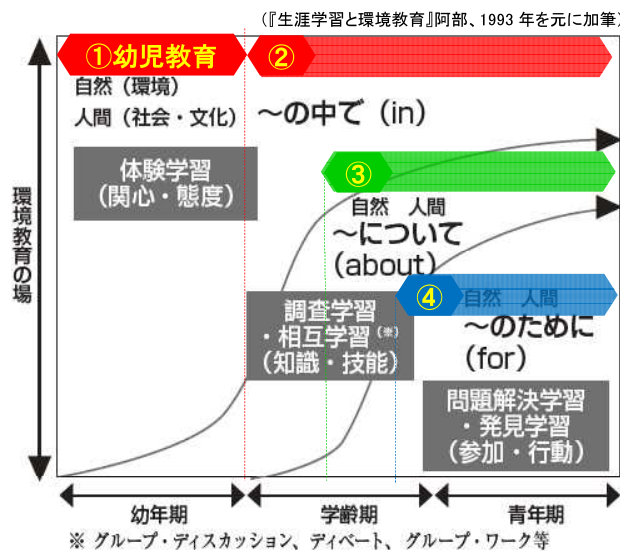
教育的課題への対応



《「森林ESD」推進の基本的なスタンス》

- (1) 森林分野と教育分野の双方の視点を併せ持った教育活動(教育支援活動)を促進
 - 教育的課題に対応した資質・能力の育成を考慮した上で、社会的課題のテーマ・題材として「森林・林業・木材産業・山村問題等」を扱う。
- (2) 学校教育の枠組みを理解した上で、教育支援活動を促進
 - 「学習指導要領」「教科書」の教育内容や、学校の体制等を理解した上で、各教科・学年の単元に合わせた内容の教育支援活動を促進
- (3) 一定の要件の整った一部の農山村地域の学校だけでなく、幅広い都市部の学校等でも実施できる取組を促進
 - 近隣に森林・里山がある農山村地域の学校、学校林・緑の少年団等がある学校、森林環境教育への理解がある校長・教職員等がいる学校等の一定の要件が整った一部の学校でしか普及しにくい教育活動(教育支援活動)だけでなく、幅広く都市部の学校においても実施できるように、教室・校庭等を活用して教科教育でできる取組や、特別活動(移動教室・林間学校等)の中でできる取組など、汎用性の高い取組も促進

- 生涯学習や環境教育等の文脈においては、子どもの発達段階を鑑みて、3つのタイプの「アクティブ・ラーニング」(in[体験学習]、about[調査学習等]、for[問題解決学習等])の視点からの教育活動が促進されてきた。
- 「森林ESD」では、3つのタイプのアクティブ・ラーニングを重視するが、学齢期においては、学習指導要領等で教育内容が規定されていることや、体験活動を行うための場所や移動手段、指導者等の制約が多く、体験活動を一般的に行えるのは「特別活動」等に限られる。
- 他方、子どもの発達段階を鑑みると、体験活動は幼児期から行うことが適切であり、また「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」等は「環境を通した教育・保育」を基本とする中で、in[体験学習]を促進する観点では親和性も高く、「森のようちえん」や「自然保育」への関心が高まっている状況。
- そこで、これまでの「森林環境教育」では、小学校における取組が中心的に展開されてきたが、「森林ESD」においては幼児期と学齢期(主に小学校)が一体となった取組を呼びかけていくこととする。



段階的な「森林ESD」の推進			
発達段階	in (体験学習)	about (調べ学習)	for (問題解決学習)
① 幼児教育	● (森林・自然保育等認定・認証園、森のようちえん等)		
② 小学校低学年	● (緑の少年団等) [in/体験学習]		
③ 小学校中学年		● (緑の少年団等) [about/調べ学習]	
④ 小学校高学年		● (緑の少年団等) [for/問題解決学習]	●

これまでの「森林環境教育」の実践と、これから求められる「森林ESD」¹⁴

※山下宏文氏(京都教育大学・教授)作成資料をもとに作成

分類	森林分野が重視する視点		教育分野で重視する視点	
in	経験主義 (森林総合利用)	森林での体験活動 (森林総合利用) をすること目的	資質・能力主義 (森林を活用した 体験学習・調べ学習 ・問題解決型学習等 を通して、多様な 資質・能力を育む)	体験活動を通して 豊かな感性・人間性や コミュニケーション力・ 主体性等を育む
about	知識主義 (普及啓発)	森林について 正しく知って貰う ことが目的		森林を題材にすることで 多面的・総合的な ものの見方や思考力、 持続性の考え方を学ぶ
for	実践主義 (国民参加の 森林づくり)	森林で ボランティア活動をする ことが目的		森林の多面的機能の 受益者の立場から、 当事者意識を持ちながら、 課題を把握し、 解決策を考え、行動 する態度を育む

これまでの
「森林環境教育」の実践
(上記の何れかの実践活動としての取組が多い)



これから求められる
「森林ESD」
(多様な実践に教育視点を加味し、全体を統合)

⇒ 「森林分野」と「教育分野」が連携・協働して、双方の視点と価値を併せ持った活動を展開

森林を活用して育むことが有効と考えられる資質・能力 イメージ(試案／p.15を拡充)

15

○「学びの構成要素」に合わせて、「森林」で育むことが有効と考えられる資質・能力のイメージ(試案)

学びの構成要素	「森林」を扱うことで提供できると考えられる学び(例)
In (森林の中で) 関心、技能 判断力等	- 森林は、四季折々の変化に富み、五感に訴求する多彩な表情を持った環境 - 森林は、不連続で、個人的な解釈が可能な自律的な構造を持つ → 豊かな感性・人間性を育む、様々な「体験活動」の場を提供 → 変化に富んで不連続が故に、注意力・柔軟性・適応力・共感力を育み、その空間を活用した「体験活動・協同作業」等により、コミュニケーション力・判断力を育む → 個人的な解釈が可能で、自然物は自由な扱いが可能であるが故に、想像力・コミュニケーション力、創造力・論理的思考力を育む → 自然環境への関心や、問題解決に向けた技能を育成
about (森林についての) 知識、理解・認識、 思考力等	- 森林は、地球温暖化防止や生物多様性保全、国土保全から森林レクリエーションまで、人間活動との関わりが深い「多面的機能」を有している 「森づくりのサイクル」により、“持続性”の概念の理解がしやすい - 森林問題は、環境的事象だけでなく社会的・経済的事象まで、地域規模から地球規模まで密接に関連して発生 → 多面的・総合的なものの見方・知識や思考力、持続可能な社会の考え方の理解・認識 → これらもとで、問題解決に向けた思考力を育む機会を提供
for (森林のための) 参加、行動・態度等	- 誰もが森林の多面的機能の受益者であり、身近に課題(手入れ不足等)がある森林が存在 → 問題・現象が発生する背景への当事者意識を持って、身近な地域で参加しやすい → 共感が得やすいので、誰でも問題解決に向けた具体的な行動・態度を育みやすい

【参考】環境教育指導資料「環境教育の定義」

①環境や環境問題に関心・知識を持ち、②人間活動と環境の関わりについて総合的な理解と認識の上にたって、③環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる**技能や思考力、判断力**を身につけ、④持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に**参加し**、環境への責任ある**行動**をとることができる**態度**を育成すること。

教育分野で求められる能力形成を考慮して 「森林ESD」の提案 (p.16～)

16

分類	学力の志向 (学習指導要領改訂)	森林分野における多様な教育活動と 重視する学力
in	意欲・態度 (H52/H1/H10改訂)	森林環境教育
about	基礎的学力 (S33/S43改訂)	森林・林業教育
for	活用能力 (H20/H28改訂)	(森林ESD)

学校林・
緑の少年団

森林ESD

➤ 今般の「学習指導要領」改訂を踏まえて、活用能力志向を重視しつつ、多様な教育課題に対応した「森林ESD」の取組を提案

Ⅲ. 「地域学校協働活動」と連動した 「森林ESD」の促進策 ～企業・NPO等と学校との連携促進～

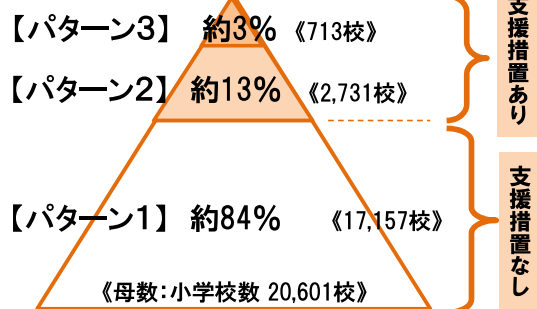


これまでの森林分野による教育支援活動の実態と課題(p.29)

18

(1)対象が限定的

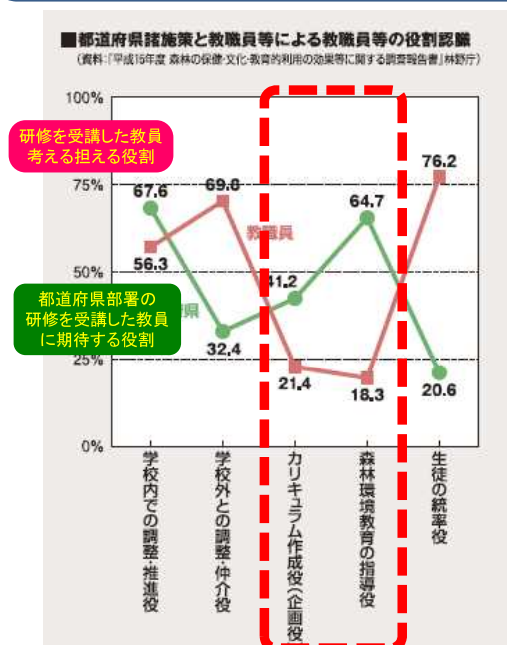
- 「森林環境教育」等は、森林での体験・学習活動の実施を重視
→ 近隣に森林・里山がある農山村地域や学校林等がある学校、「総合的な学習の時間」等を活用した取組に熱心な校長や教職員等がいる学校等では一定の取組が促進。
- ⇒ 都市部の学校では支援策も限定的な状況。
例えば、「学校林」「緑の少年団」による支援措置がある学校は、全体の約16%程度（推計値：※）
※あくまで、学校林と緑の少年団が重複がないと仮設した場合の推計値



段階	主な内容	対象(推計値)
パターン3	活動場所を有する小学校 （「学校林」利用実績あり）	2,069校のうち、 718校程度 （2011年）
パターン2	活動組織を有する小学校 （「緑の少年団」設置校）	（3,241団のうち、 学校団2,731校 （2015年度）
パターン1	支援体制等がない小学校	20,601校（2015年度） —上記学校＝17,157校

(2)担い手が不明瞭

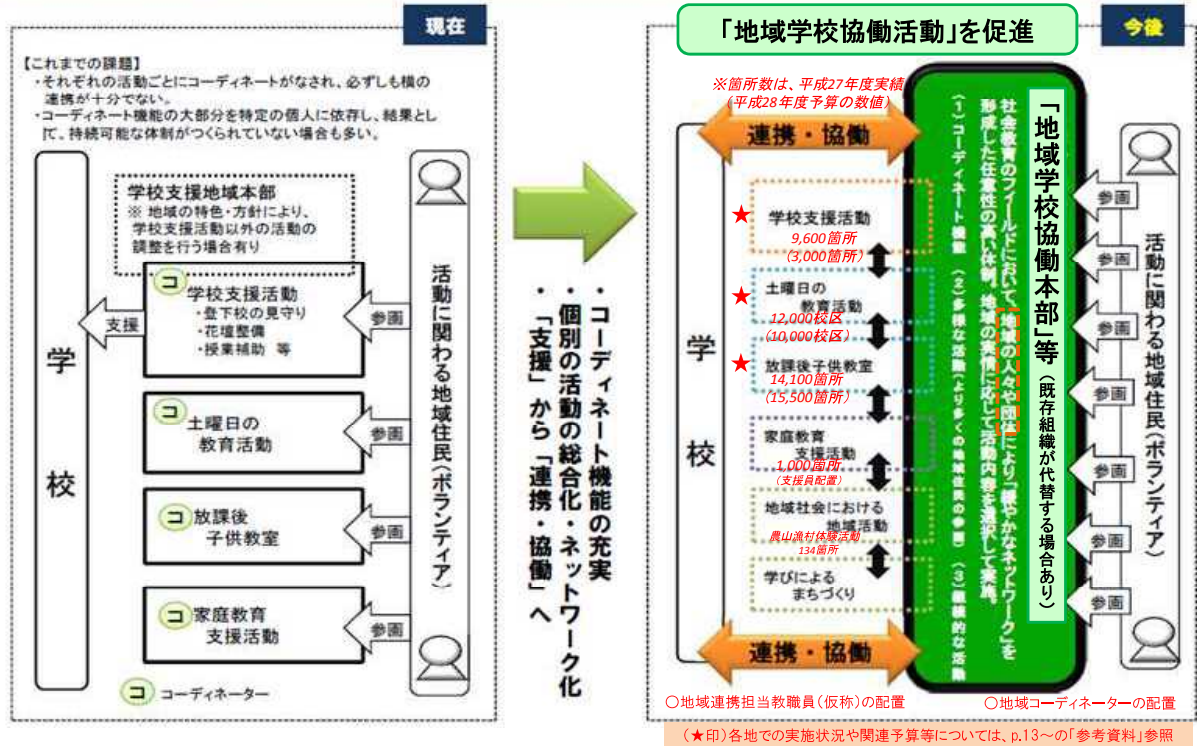
- 多くの都道府県が教職員向け研修を行っているが、都道府県サイドは研修を受講した教職員に指導役を担うことを期待するが、教職員側は指導役を担うことは難しいと捉えるなどのギャップがある。
- 森林分野に限らず、学校教育において環境教育を促進する際には、第三者を派遣する仕組み等を構築することが重要と指摘されている。



地域社会と学校との連携・協働の促進に向けた取組を促進

(中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(平成27年12月21日)を元に、『「次世代の学校・地域」創生プラン』等の文部科学省関連資料を参考に加筆)

学校や社会教育施設において、「地域の人々や団体」(多様な専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等)の参画を得て、多様な「地域学校協働活動」(郷土学習・体験活動・地域行事・学びによるまちづくり等)を促進。



地域と学校の連携協力体制づくり・推進員配置を規定

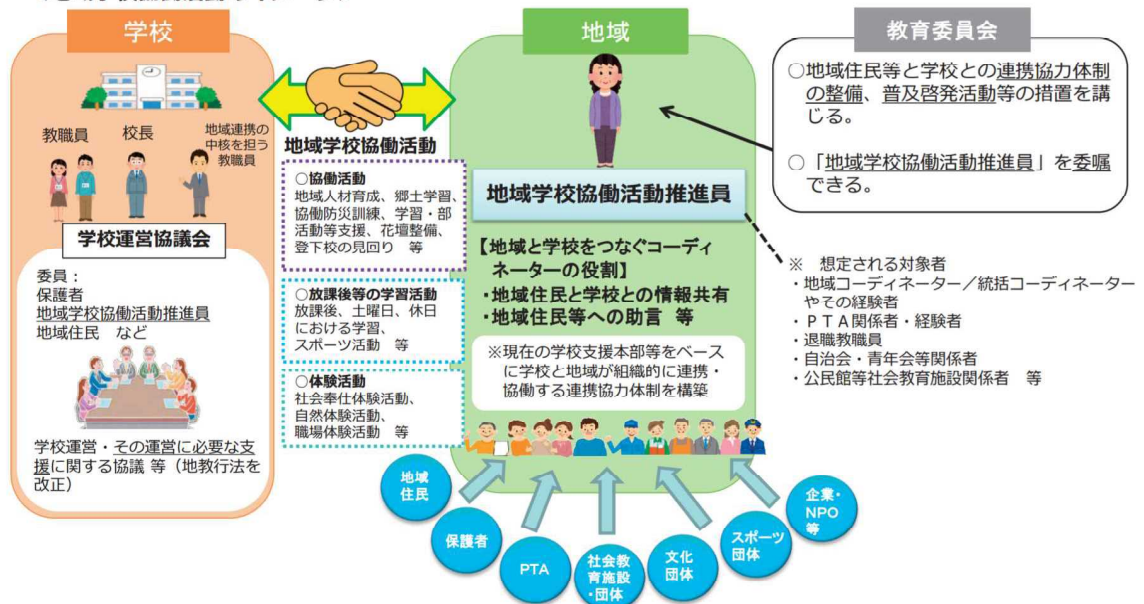
地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正について

改正の概要

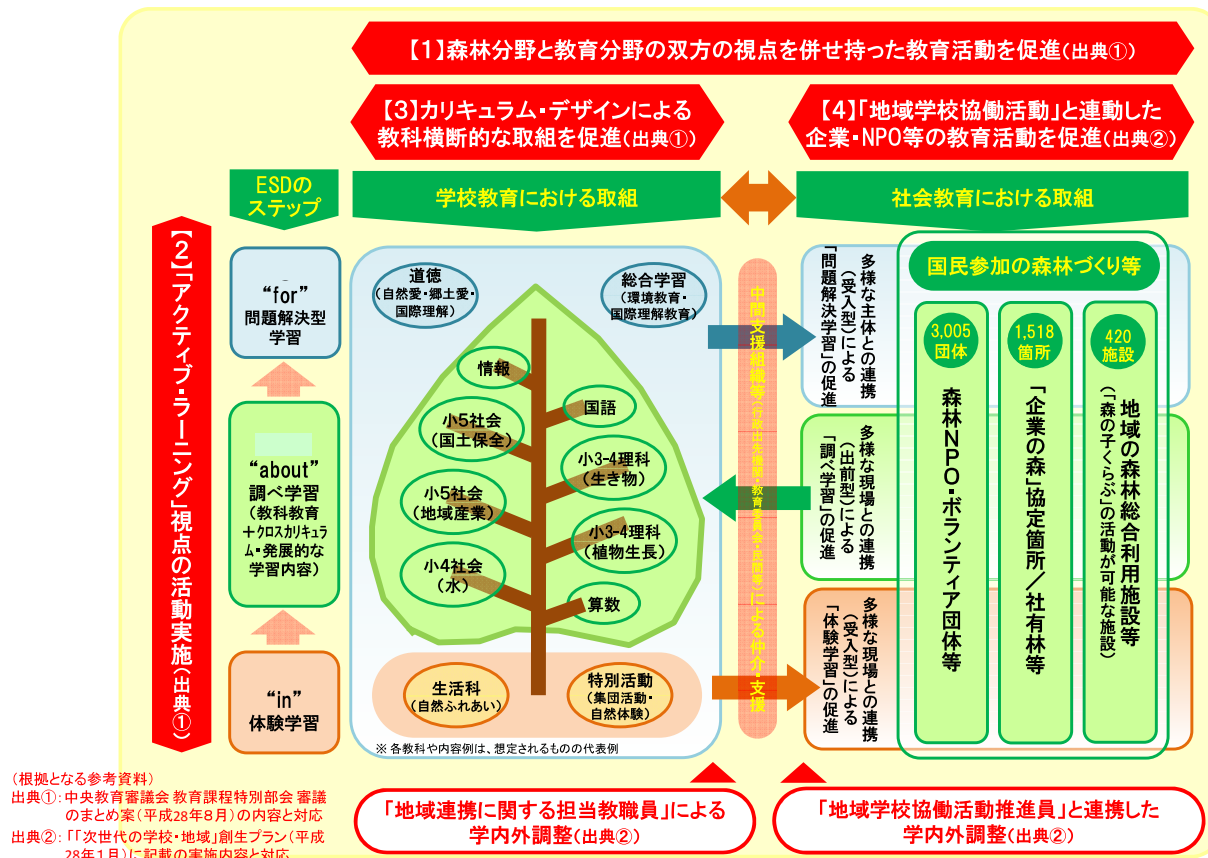
平成27年12月の中教審答申(地域と学校の連携・協働)を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備。

これにより、幅広い地域住民等の協力を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

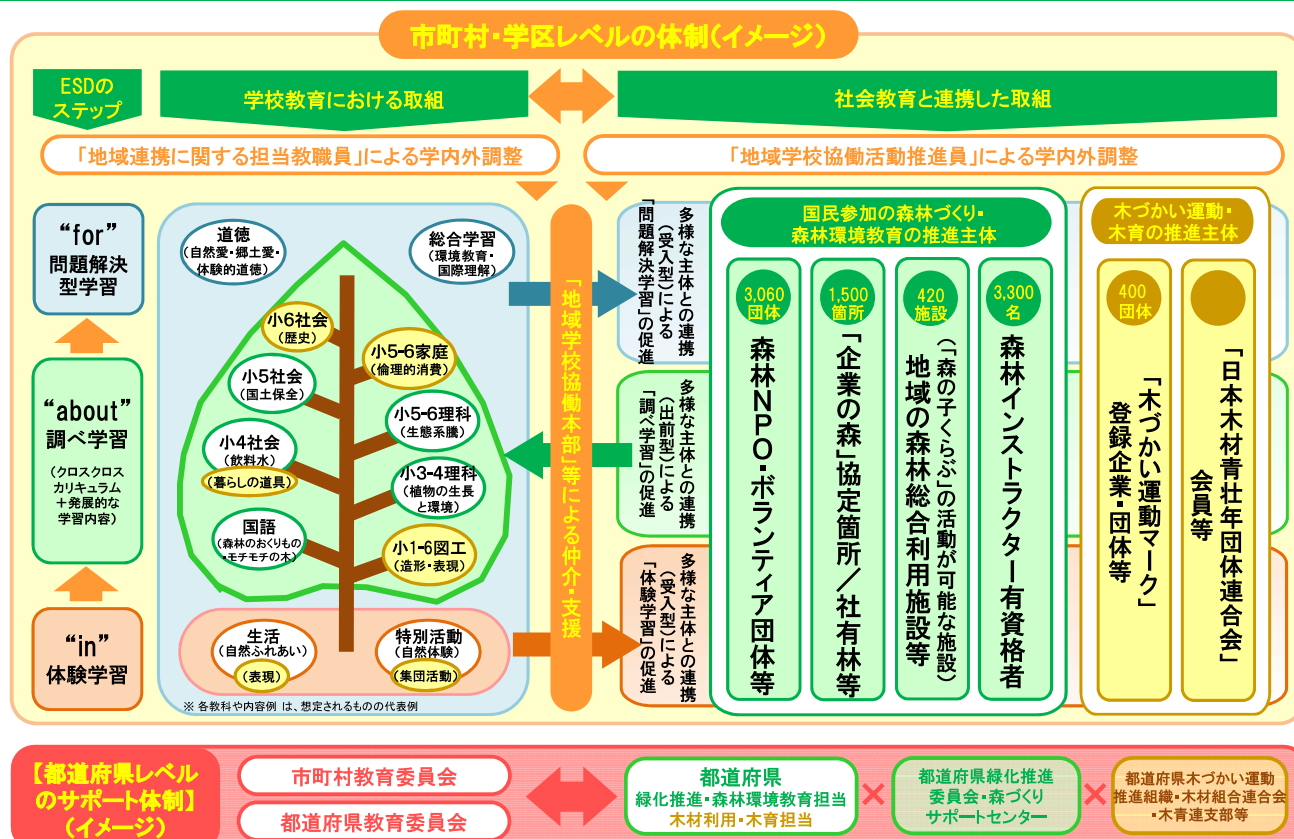
<地域学校協働活動のイメージ>



- 【1】森林分野と教育分野の双方の視点を併せ持ち(P.5対応)、【2】「アクティブ・ラーニング」の視点(p.3対応・以下同)、
【3】教科横断的な視点を持った教育活動、【4】「地域学校協働活動」と連動した企業・NPO等の教育活動を促進



森林づくり・木づかい関係組織の連携による 学校教育における「教育支援活動」の推進体制(イメージ) (大阪府等における取組を例に)



(1). 各教科・単元等に合わせた、地域の実情に合わせた「プログラム開発」

- ① 各教科は、ガイドブックp106～に対応した単元毎に、1～2時限の出前型のプログラム
- ② 体験活動は、主に「特別活動」の集団宿泊的行事(移動教室・林間学校等)が行われる「少年自然の家」等の施設周辺でのプログラム(フィールド・指導者・財源等を含む)

(2). 学校教育の枠組みを理解した「指導者養成講座」の開催

- (1)の指導が行えるNPOなどの指導者の開拓・育成
(各教科等に対しては学校所在地周辺のNPO等。特別活動については「少年自然の家」等の周辺地域のNPO等)

(3). 教員向け「パンフレット」等の作成

(指導者派遣の仕組みと、各教科・単元等と対応表(1)と担い手(2)、活用できる助成金等を記したパンフレット等を整理。)

(4). 教育関係部署からの紹介

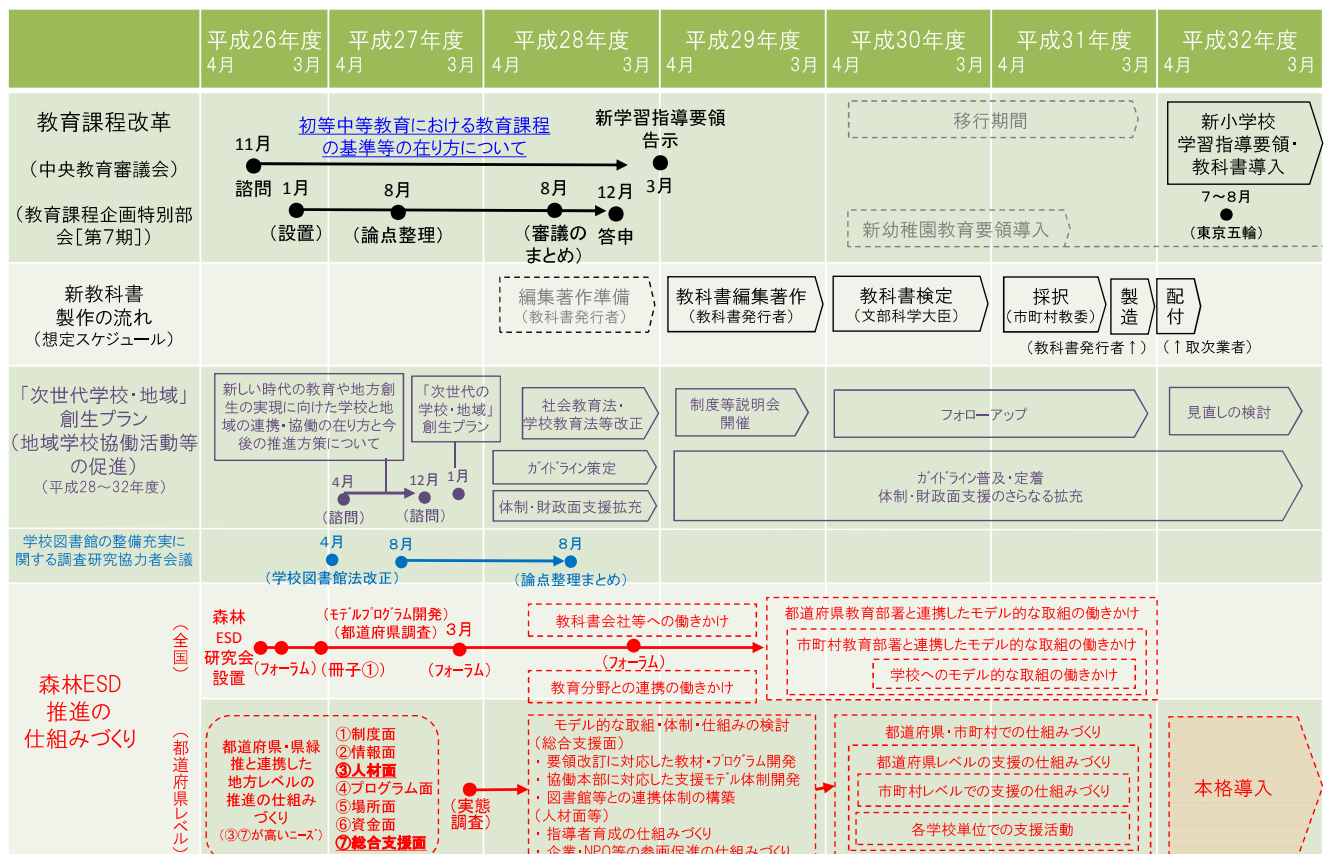
(都道府県教育委員会→市町村教育委員会→各学校で(3)を配布。校長会等で説明機会を設けることも有効)

(5). プログラム体験・マッチング等の機会の設定

(夏季休暇などの教員が研修に参加しやすい時期等に、(1)の(2)による体験会実施・指導者との顔合わせ。教員養成大学の協力が得て、免許更新などの研修等として実施することも一方策)

「森林ESD」の普及・定着に向けたロードマップの考え方

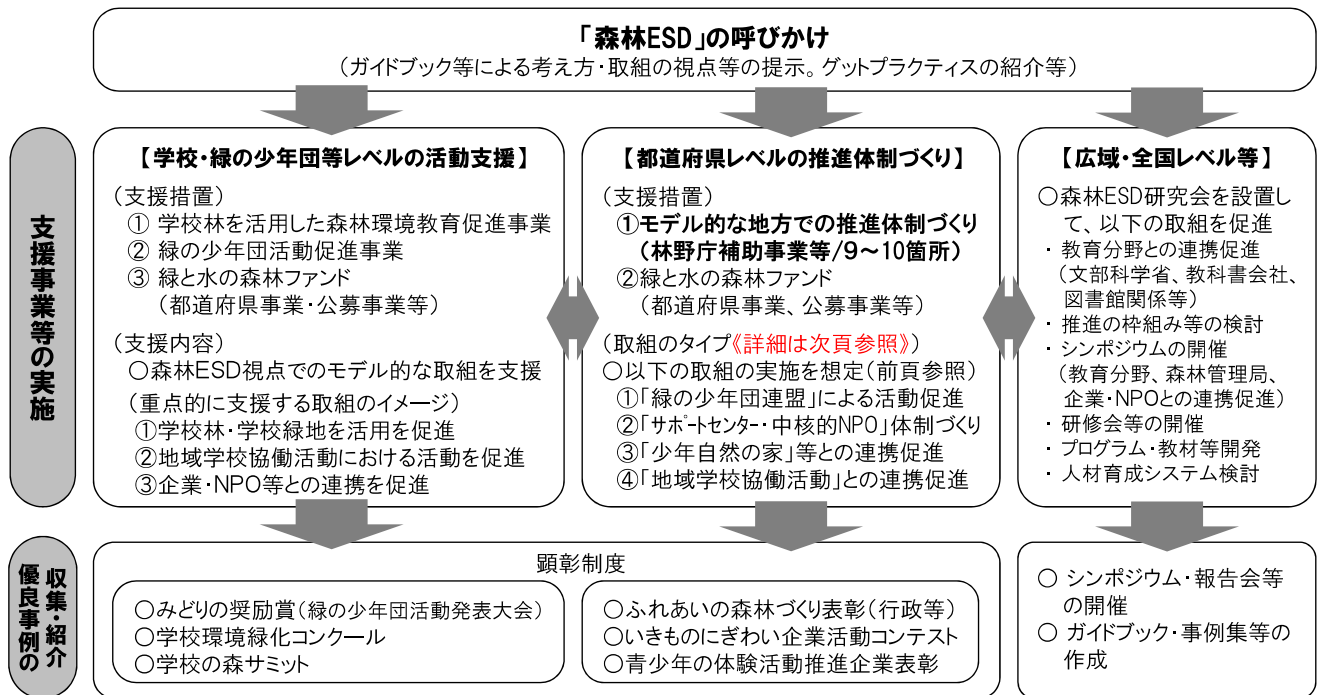
～小学校学習指導要領改訂、地域学校協働活動の促進等に対応して～



森林を活用した教育活動の活性化に向けた 「森林ESD」促進策 展開イメージ(案)

25

- 新学習指導要領では、「アクティブ・ラーニング」や「教科横断的」な教育活動が重視される中で、森林ESDへの期待は高まっている。
 - さらに「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域の企業・NPO等と連携・協働した「地域学校協働活動」を志向。
 - 学校との企業・NPO等との連携・協働等の促進に向け支援策等を講じることで、各地で育成されてきた「企業の森」「森林NPO・ボランティア団体」「森林インストラクター」等と学校とのマッチングを促進し、新たに森林ESDを促進できる可能性。
- ⇒ 今後、多様なレベルでのモデル的な取組を促進するため、順次、関連する支援措置等を「森林ESD」の視点からの取組を強化。



地域での「森林ESD」促進に向けた当面の取組(例・イメージ)

26

【タイプ①】(基本型)

「緑の少年団」による森林ESD活動促進の条件整備

[趣旨] 都道府県緑の少年団連盟等により、個々の「緑の少年団」が主体となって「森林ESD」の取組を実施できるように、以下の情報提供や指導・助言等を行うタイプ。

[内容] 以下のような取組を実施することが想定される。

- ① 都道府県連盟の総会・研修会で、学識者や関係者による講演等により機運の醸成
- ② 個々の「緑の少年団」が「森林ESD」の視点からの取組を実施する上で必要となる支援策(人材、教材、資金等)について意見収集等(アンケート等)
- ③ ②の解決に向けて必要となる支援策を構築のあり方を検討

【タイプ②】(発展型)

「サポートセンター・中核的NPO」等の体制づくり等

[趣旨] 域内の学校・緑の少年団等に出前型等で講師等を派遣できるよう、サポートセンター・中核的NPOによる森林ESDのメニュー開発や体制づくり等を支援するタイプ。

[内容] 以下のような取組を実施することが想定される。

- ① サポートセンターや中核的NPO等有識者と連携して、学校・緑の少年団向けの出前講座等のメニュー開発や支援体制の検討
- ② 教育委員会や学校・緑の少年団等への講師派遣等の呼びかけ方策等について、都道府県・県緑推(県緑の少年団連盟)等と検討
- ③ 学校・緑の少年団等への派遣提案書等の検討(企業の森と連携して実施することも一策)

【タイプ③】(発展型)

「少年自然の家」等の連携促進に向けた体制づくり等

[趣旨] 「特別活動」の「集団宿泊の行事」(林間学校・移動教室等)が行われる「少年自然の家」等の青少年教育施設と連携して、森林ESDの体験活動等の実施を支援する等のメニュー・体制を検討・整理するタイプ。

[内容] 以下のような取組を実施することが想定される。

- ① 「少年自然の家」等の青少年教育施設を所管する市町村・市町村教育委員会及び施設の管理運営者等と、森林ESDのメニュー実施に向けた意見交換
- ② ①を踏まえて、具体的なフィールド・プログラム・実施体制・財源等のあり方について検討・整理
- ③ 各学校の担当教員等と実施に向けた意見交換

【タイプ④】(発展型)

「地域学校協働活動」との連携に向けた体制づくり等

[趣旨] 文部科学省事業で「地域学校協働活動」に取り組む市町村等において、域内の各学校に出前型等で「森林ESD」が実施できるように、必要な体制づくり等を行うタイプ。

[内容] 以下のような取組を実施することが想定される。

- ① 市町村・市町村教育委員会等と、域内での学校の「地域学校協働活動」に、出前型等で「森林ESD」を実施に向けた意見交換
- ② 域内に出前型の取組が実施できる人材・フィールド等と連携した、「地域学校協働活動」の枠組みでの出前型等の「森林ESD」の実施方策・体制の検討
- ③ 各学校の担当職員等と実施に向けた意見交換